災害義援金・救援金の受付について

下記の義援金・救援金を郵便振替・銀行振込・インターネットで受付付けています。（郵便振替手数料は無料。銀行振込は同一金融機関の本支店間の振込手数料（ATMは不可）は無料。河内長野市社会福祉協議会及び河内長野市地域福祉高齢課地域福祉Gの窓口からも申し込めます。）

お問い合わせ先：日本赤十字社大阪府支部振興課　☎06－6943－0707　shinko@osaka.jrc.or.jp

（河内長野市社会福祉協議会の窓口受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分です。河内長野市地域福祉高齢課地域福祉Gの窓口受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時30分です。）

	名　　称	募集団体名	受付終了日	受付	振込方法	口座名義	口座番号	通信欄へ記載
1	令和8年台風第18号災害義援金	日本赤十字社	令和8年12月28日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－4－489213	日赤令和8年台風第18号 災害義援金
2	令和8年台風第25号災害義援金	日本赤十字社	令和9年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－7－606005	日赤令和8年台風第25号 災害義援金
3	令和8年8月27日からの大雨災害義援金	日本赤十字社	令和9年1月29日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00100－5－674660	日赤令和8年8月27日からの大雨 災害義援金
4	令和8年8月千葉豪雨災害義援金	日本赤十字社	令和9年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00100－2－636358	日赤令和8年8月千葉豪雨 災害義援金
5	令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ 災害義援金	日本赤十字社	令和9年1月29日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00160－7－636347	日赤令和8年7月滋賀県甲賀市の 土砂崩れ災害義援金
6	令和8年熊本地震災害義援金	日本赤十字社	令和9年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00190－3－605956	日赤令和8年熊本地震災害義援金
7	令和6年9月能登半島大雨災害義援金	日本赤十字社	令和9年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00190－8－364938	令和6年9月能登半島大雨 災害義援金
8	令和6年能登半島地震災害義援金	日本赤十字社	令和9年3月31 日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00150－7－325411	令和6年能登半島地震災害義援金
9	ウクライナ人道危機救援金	日本赤十字社	令和9年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－2－5606	ウクライナ人道危機
10	中東人道危機救援金	日本赤十字社	令和9年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－2－5606	中東人道危機
11	バングラデシュ南部避難民救援金	日本赤十字社	令和9年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－2－5606	バングラデシュ南部避難民
12	2026年コロンビア地震救援金	日本赤十字社	令和8年11月30日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－2－5606	2026年コロンビア地震救援金
13	2026年ネパール洪水救援金	日本赤十字社	令和8年11月30日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－2－5606	2026年ネパール洪水救援金

※　上記義援金・救援金は、所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第4項並びに地方税法第34条第1項第5号の4イ及び第314条の2第1項第5号の4イに規定する寄付金に該当します。
※　上記に関しましては、救援物資（食料・衣類など全般）の受付は行っておりません。
※　義援金＝国内の災害が対象。災害に遭った都道府県にある赤十字支部を通じて災害義援金募集配分委員会(赤十字社も構成メンバーのひとつ)に全額が送金されます。
※　救援金＝海外の災害が対象。赤十字社が直接活動を行う事業資金となります。
※　通信欄に「受領証希望」と記入されますと、日赤の府支部等より後日「受領証」が届きます。
※　義援金は各県にそれぞれ設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。

R8.10.20